様式第10号（第8条関係）

|  |
| --- |
| 第　 　　　　号　年( )　月　日　火薬類保安教育計画者指定書出雲市長　　　　　　　　　 |
| 指定した消費者 | 住　　　所又は所在地 |  |
| 氏　　名又は名称 |  |
| 職　　業 |  |
| 指定に係る消費場所 |  |
| 保安教育計画の認可を受けるべき期限 | 年　　　　月　　　日まで　　 |
| 保安教育の指定期間 | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |
| 教　示　1　 この処分について不服がある場合は、この処分を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。　2　 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。　3　 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |